## 国立大学法人東京農工大学連携リング規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学連携リング規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学連携リング規程	国立大学法人東京農工大学連携リング規程	
平成22年4月1日	平成22年4月1日	
22教規程第13号	22教規程第13号	
第1条~8条 省略	第1条~8条 省略(現行どおり)	
(拠点の設置)	(拠点の設置)	
第9条 連携リングに未来型の学理の形成及び若手研究者の人材育成 を目的とするグループとして、拠点を置く。	第9条 省略 (現行どおり)	
2 連携リングに置く拠点は別表のとおりとする。		
3 その他拠点の設置について必要な事項は別に定める。		
第10条~第15条 省略	第10条~第15条 省略 (現行どおり)	
別表	別表	
科学立国研究拠点	科学立国研究拠点	
生存科学研究拠点	生存科学研究拠点	
<u>若手人材育成拠点</u>	<u>(削る)</u>	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	

附 則(23 教規程第31号)

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。